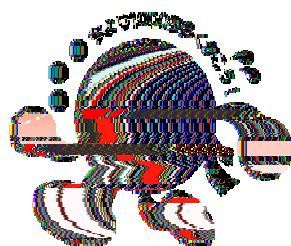


## IV 健康推進班

- 1 健康づくり事業
- 2 栄養関係事業
- 3 歯科保健
- 4 石綿健康被害対策
- 5 熱中症予防対策
- 6 結核対策
- 7 感染症対策



## 健康推進班の概要

県は、平成 26 年 3 月に沖縄 21 世紀ビジョン基本計画に掲げる「健康・長寿おきなわ」の維持継承を図り「2040 年に男女とも平均寿命日本一」を長期目標とする「健康おきなわ 21（第 2 次）～健康・長寿おきなわ復活プラン～」を策定し推進している。

当保健所でも地域に密着した健康づくりを推進するために、地域や職域等関係機関と連携を密にしながら業務を実施している。

結核を含む感染症対策では、管内の市村や医療機関と連携し、感染症の発生予防、まん延防止、知識の普及啓発と人権への配慮、緊急時の連絡体制の整備を図っている。

健康推進班の業務内容は(1)健康づくり事業、(2)栄養関係事業、(3)歯科保健、(4)石綿健康被害対策、(5)熱中症予防対策、(6)結核対策、(7)感染症対策 である。

### 1 健康づくり事業

保健所では健康寿命の延伸、早世の予防（若くして死亡する人の減少）、生活の質の向上を目指し、生活習慣病対策等に関する普及啓発を行っている。また、効果的な健康づくりを目的に(1)健康増進計画策定等支援、(2)健康おきなわ 21 の推進、(3)地域・職域連携推進、(4)たばこ対策促進、(5)お酒を健康的に飲むための健酒推進、(6)生涯にわたる健康づくりに係る事業を実施している。

### 2 栄養関係事業

地域における健康づくり及び栄養・食生活の改善を推進することを目的として(1)栄養調査事業、(2)特定給食施設等への栄養管理指導、(3)市村関係機関への専門的・広域的栄養指導、(4)栄養関連企業等への栄養成分表示指導、(5)食生活改善地区組織への活動支援等を実施している。

### 3 歯科保健

保健所では、各ライフステージに応じた歯科保健対策を行い、生涯を通じた歯及び口腔の健康増進を目的に(1)普及啓発事業、(2)専門的かつ技術的な業務の支援及び推進、(3)調査・情報収集・提供等に努めている。

### 4 石綿健康被害対策

石綿による健康被害の特殊性に鑑み、健康被害を受けた者及びその遺族に対し、医療費等を支給するための措置を講ずることにより、健康被害の迅速な救済を図っている。

### 5 熱中症予防対策

住民及び旅行者の健康管理に資するため、毎年 6 月から 9 月にかけて、「沖縄県熱中症対策事務処理要領」に基づき、管内の定点医療機関（2 病院）から熱中症の発生報告を収集し、情報の還元、公表を行うとともに一般住民や労働者等への予防対策の普及啓発を実施している。

### 6 結核対策

結核対策は、平成 19 年 4 月より「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以

下、感染症法)」に基づいて実施されている。保健所では、(1)感染拡大のおそれがある患者への就業制限、入院勧告、(2)結核の適正な医療の普及と公費負担、(3)治療完遂を目指した患者支援（直接服薬確認療法（DOTS））、(4)登録中の患者に対する管理検診、(5)接触者健康診断の実施等に努めている。

## 7 感染症対策

保健所では、感染症法に基づき、感染症発生動向の把握、情報提供、感染症発生時の対応、感染症予防のための普及啓発を行っている。また、予防接種に関しては、市村との連携を強化し、市村予防接種事業の支援を通して予防接種率向上の取り組みを行っている。

## 健康推進班に関する月間・週間行事 平成 28 年度

行事名	期間	内容	対象者・参加者
世界禁煙デー及び禁煙週間	5月31日 ～6月6日	○ポスター掲示及びチラシ作成及び配布 (琉球銀行宮古支店・宮古保健所内)	一般住民
HIV検査普及週間	6月1日 ～6月7日	○無料検査拡大(6月1日～3日、6月6日～7日) ○無料夜間検査(6月2日、7日) ○商業施設、役所、病院：15カ所 ポスター・チラシ・ポケットティッシュ設置 ○市・村の広報誌への掲載 ○新聞掲載による無料検査広報 ○宮古保健所ホームページ掲載	一般住民
歯と口の健康週間	6月4日 ～6月10日	○ポスター・パネル展示 (琉球銀行宮古支店・宮古保健所内) チラシ配布 ○広報(地元新聞にてパネル展示の実施を掲載) ○宮古地区デンタルフェアにてポスター掲示	一般住民
熱中症予防強化月間	7月1日 ～7月31日	○新聞掲載による熱中症予防法に関する周知 ○宮古保健所内でのポスター掲示	一般住民
肝臓週間	7月25日 ～7月31日	○肝炎ウイルス無料検査拡大(7月25日～7月31日) ○肝炎無料検査のぼり掲示 ○市・村の広報誌掲載 ○新聞掲載による無料検査広報 ○宮古保健所ホームページ掲載 ○市村、医療機関、スーパー、コンビニエンスストア にチラシ・ポケットティッシュ設置	一般住民
健康増進普及月間	9月1日 ～9月30日	○健康づくりイベント(がんずうまつり)11月開催 ○ポスター展示 パンフレット配布、新聞投稿による 広報	一般住民
食生活改善普及月間	9月1日 ～9月30日	○広報ポスター展示 ○パネル展示(宮古島市中央公民館) ○食事バランスガイドの普及	一般住民
結核予防週間	9月24日 ～9月30日	○ポスター、パンフレット等の送付、配布 ○パネル展示(宮古島市・宮古保健所) ○横断幕掲揚(宮古保健所) ○報道取材 ○街頭キャンペーン活動	宮古地区婦人連合会 健康づくり財団 一般住民 医療機関 学校 高齢者施設等
がん検診受診率50%達成 に向けた集中キャンペーン 月間	10月1日 ～10月31日	○ポスター、パネルの展示(宮古保健所) ○集中キャンペーン月間、がんに関する新聞記事投稿 (地元新聞社2社) ○集中キャンペーン月間の案内、がんに関するパンフ レット配布(食品衛生講習会等) ○乳がん検診の重要性について医師講話と患者体験談 報告の二部構成	がん検診受診対象者 一般住民
アルコール関連問題啓発 週間(11/10～11/16)	11月10日～ 11月16日	アルコール関連問題普及	一般住民
世界エイズデー	12月1日	○無料検査拡大(11月28日～12月2日) ○無料夜間検査(11月29日) ○商業施設、役所、病院：9カ所 ポスター・チラシ・ポケットティッシュ設置 ○新聞掲載による無料検査広報	一般住民
女性の健康週間	3月1日 ～3月8日	○ポスター、パネルの展示(宮古保健所) ○美容師組合員へ普及協力(店舗内にてポスター掲示 やリーフレット配置し来客へ周知)	一般住民(女性)

# 1 健康づくり事業

## (1) 健康増進計画策定等支援（市村支援）

### ア 宮古島市健康増進計画推進会議

第1回目：平成28年10月12日

場所：宮古島市平良保健センター

参加：宮古保健所長（アドバイザー）、担当（オブザーバー）

第2回目：平成29年2月22日

場所：宮古島市平良保健センター

参加：宮古保健所長（アドバイザー）、担当（オブザーバー）

### イ 多良間村健康増進計画推進委員会

平成28年度は委員会の開催なし

### ウ 宮古管内市村情報交換会

宮古島市：平成28年6月17日

場所：宮古島市下地保健福祉センター

参加：宮古島市2名（健康づくり係長、保健師）宮古保健所2名（保健師2名）

多良間村：平成28年6月14日

場所：多良間村役場

参加：多良間村1名（保健師）、宮古保健所2名（保健師2名）

## (2) 健康おきなわ21の推進事業

### ア 「チャーガンジューおきなわ応援団」の募集と登録

概要：平成20年3月から、「健康おきなわ21」の一環として県民への健康づくりを推進するため、地域の健康づくりパートナーとして「チャーガンジューおきなわ応援団」が発足した。

表1 宮古管内の応援団数

平成28年度末現在

運動分野	食生活分野	健康づくり全般	地域活動等	合計
5	3	3	3	14

### イ 健康おきなわ21（第2次）推進大会（がんずうまつり）の開催

共催：宮古島市役所、宮古労働基準監督署

目的：沖縄県の健康増進計画である「健康おきなわ21（第2次）」の推進を図るとともに、来場者に対し、健康知識を習得させることを目的とする。

日時：平成28年11月27日 13:00～17:00

場所：宮古島市中央公民館 大ホール

参加人数：69人

内容：(1)健康講演「生活習慣と肝臓病。定期検診の必要性」

講師：前城達次氏（琉球大学医学部附属病院 医師）

(2)特別講演「健康経営のすすめ」

講師：幸地光彦氏（沖縄労働局健康安全課 課長）

(3)食育SATシステムの体験、栄養相談（宮古島市役所）

(4)運動体験、運動相談（日本健康運動指導士会沖縄県支部）

(5)健康づくりに関するパネル展示

### ウ 健康増進普及月間（9月1日～9月30日）

内容：(1)新聞投稿による広報活動：宮古毎日新聞、宮古新報

(2)ポスター掲示：保健所内、外掲示板（適正飲酒量、月間ポスター）

(3)労働衛生大会における広報活動：宮古島市中央公民館

- (生活習慣病予防に関するリーフレット等)  
(4) 食品衛生講習会における広報活動：宮古保健所  
(生活習慣病予防に関するリーフレット等)  
(5) がんずうまつりににおける広報活動（ポスター掲示、リーフレット等）

### (3) 地域・職域連携推進事業

目的：沖縄県の健康・長寿復活をめざし新たに「健康おきなわ 21（第2次）」が策定され、特に働き盛り世代（青壮年期）の生活習慣病対策が課題となっている。そこで、宮古地区の地域及び職域保健関係機関との連携により、宮古地区住民の健康状態の把握分析、健康課題の検討並びに事業計画の実施及び評価を行うことにより、生涯を通じた継続的な健康づくりに資する保健事業を展開することを目的とする。

#### ア 会議開催

##### (ア) 宮古地区地域・職域連携推進会議

開催日：平成 28 年 12 月 13 日 13：00～15：00

場 所：宮古保健所 大会議室

内 容：[報告事項]

健診受診率向上に関する取組み

健康意識の啓発（健康情報発信量の増加）

[協議事項]

アルコール健康障害対策について

出席者：9 人

##### (イ) 宮古地区地域・職域連携推進会議作業部会

###### a 第 1 回

開催日：平成 28 年 7 月 29 日 13：00～15：00

場 所：宮古保健所 危機管理室

内 容：[協議事項]

がんずうスタイル 働き盛り世代の健康復活キャンペーン（仮）

事業者健診結果データをもらう為の文書発出について

[報告事項]

平成 28 年度第 1 回アルコール健康障害対策関係者会議

出席者：13 人

###### b 第 2 回

開催日：平成 29 年 2 月 6 日 10：00～12：00

場 所：宮古保健所 2 階大会議室

内 容：(1) 医師講話「多量飲酒者の早期発見、早期介入について」

講師：福田貴博氏（琉球病院 精神科医師）

(2) 情報交換会

出席者：11 人

#### イ 労働者の健康づくり研修会の開催

開催日：平成 28 年 9 月 8 日 15：00～17：00

場 所：宮古島市中央公民館

内 容：特別講演「日本最大級の飲酒の島－宮古島の常識と非常識」

講師 県立宮古病院 李瑛先生

運動指導「座り続けられないために～むかし一服いま一腹～」

講師 健康運動指導士 和田芳勝氏

※宮古地区労働衛生大会の特別講演として実施

出席者：92 人

ウ 健康づくりリレー連載 がんずうスタイルの実施

概要：管内の働き盛り世代の健康に関する意識の普及啓発を目的として、平成27年8月より、宮古島市、多良間村、宮古労働基準監督署、宮古地域産業保健センター、宮古保健所の持ち回りで、月に1度宮古新報社と宮古毎日新聞社の協力を得て、健康づくりに関するリレー連載を行っている。

(4) たばこ対策促進事業

ア 「沖縄県禁煙施設認定推進制度」の推進

この制度は、施設の敷地や施設内での禁煙の取り組みを行っている施設に認定証（ステッカー）を交付し、施設の利用者へ分かりやすく掲示することを求めるものである。

表2「沖縄県禁煙施設認定推進制度」認定件数 平成28年度末現在

	官公庁施設	保育所、学校等	医療機関	飲食店	宿泊施設	その他	合計
敷地内	1	32	5	0	1	14	53
施設内	7	4	6	8	2	13	40
合計	8	36	11	8	3	27	93

イ 管内公共施設へ「沖縄県禁煙施設認定推進制度」の普及

目的：健康増進法（平成14年法律第103号）第25条の規定において「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」こととなっている。また平成27年6月1日に施行された改正労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第68条の2において「事業者は、労働者の受動喫煙を防止するため、当該事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずるよう努めるものとする」との規定が追加された。のため受動喫煙防止対策を目的とし管内公共施設へ普及を行った。

公共施設数：420施設

申請認定施設：8施設

ウ 「未成年者の喫煙防止及び禁煙支援」講演会 実施

目的：本県では「健康おきなわ21（第2次）」を策定し、長寿復活を目指した健康づくりを推進しているところである。この中で「たばこ対策分野」では、各自治体、関係機関の取り組みにより県全体の喫煙率は減少している。しかしながら宮古管内においては喫煙の悪影響がより大きい若年者の喫煙率は県平均より上回っているのが現状である。今回未成年者の喫煙率0を目指し、喫煙防止を図り効果的な禁煙支援を内容とした講演会を実施する。

主催：沖縄県宮古保健所

日時：平成29年2月20日14:00～16:00

場所：沖縄県宮古保健所 2階大会議室

対象：管内中学校・高等学校生徒指導担当教諭等、管内小中学校・高等学校養護教諭市村担当者等

内容：「未成年の喫煙防止及び禁煙支援」

講師：沖縄大学 副学長 山代寛 先生

エ 普及啓発：ポスター・パネル展示及びリーフレット配布

場所：琉球銀行宮古支店（5月31日～）

健康増進普及にかかるイベント会場（11月27日）

食品衛生講習会において事業説明（通年）

「未成年者の喫煙防止及び禁煙支援」講演会（2月20日）

(5) お酒を健康的に飲むための健酒推進事業

ア オートリカード推進事業（H17年度より）

目的：適正飲酒量が記載されたオートリカードを一般住民に配布し、健康おきなわ21（第2次）の目標である「節度ある適度な飲酒量を知っている人の割合を増やす」及び「生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の減少」を図る。

表2 新オートリカード発行数（H28年度末現在）

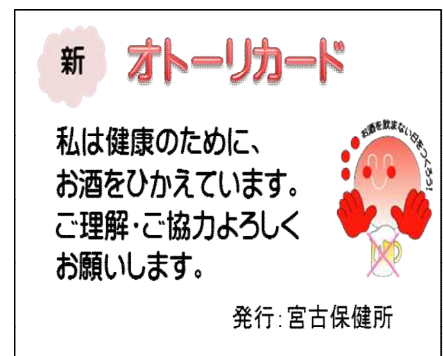
	来所	イベント	合計
発行数	8	993	1001

表3 イベント等発行の内訳

No	発行年月日	発行場所 (研修会・会議名など)	発行数	備考
1	5月20日	沖縄電力(電気事業安全衛生大会)	120	
2	6月6日	中央公民館(宮古地区労働安全大会)	120	
3	6月7日	市町村保健所保健師合同会議(2階大会議室)	28	
4	6月8日	宮古ロックフェス2016主催者が来所	100	「キャンパスサイト」でオートリカードを 受け取った人への発行依頼
5	6月9～10日	事業者健診(中央公民館)	150	雨天時が多かった。
6	6月14日	多良間村情報交換会(多良間村役場)	10	未永保健師に渡して、対象者への発行を依頼
7	6月25日	まちの保健室(マックスバリュー南店)	10	沖縄県看護協会が主催。その他の健康づくり リーフレットと共に希望者に配布
8	7月29日	地域・職域連携推進会議作業部会(危機管理室)	10	
9	8月24日	JICA研修受入(健康増進室)	14	看護協会とJICA主催の研修受入(感染症)
10	9月8日	労働衛生大会(中央公民館)	102	
11	9月14日	食品衛生講習会(2階大会議室)	9	
12	10月6日	生涯にわたる健康づくり研修会(2階大会議室)	50	
13	10月12日	食品衛生講習会(2階大会議室)	16	
14	10月26～27日	事業者健診(中央公民館)	95	
15	11月11日	食品衛生講習会(2階大会議室)	30	アルコール関連問題啓発週間に合わせて 配布
16	11月27日	がんずまつり(中央公民館)	10	参加者が自由に取れるように設置。
17	12月16日	食品衛生講習会(2階大会議室)	30	
18	12月20日	口腔ケア研修会(2階大会議室)	16	
19	12月21日	保健所運営協議会(健康増進室)	12	協議会の委員に発行
20	1月13日	食品衛生講習会(2階大会議室)	11	
21	3月22日	宮古地域産業保健センターに登録している 産業保健師7人からの来所相談	50	産業保健師が健康相談で活用する資料として 提供

図1 新オートリカード

(表面)



(裏面)

**節度ある適度な飲酒量** 純アルコール10gを含む  
アルコール飲料=1ドリンク

○男性は、1日2ドリンク以下  
○女性は、1日1ドリンク以下  
○休肝日は、週2日もうけましょう

アルコールの分解スピードは2ドリンクにつきおよそ  
**男性4時間 女性5時間**

ドリンク換算表 (節度ある適度な飲酒量)				
ビール (6%)	泡盛・焼酎 (25%)	日本酒 (15%)	酎ハイ (7%)	ワイン (12%)
中瓶1本 (500ml)	0.5合 (90ml)	1合 (180ml)	1缶 (350ml)	グラス2杯 (240ml)
2ドリンク	2ドリンク	2ドリンク	2ドリンク	2ドリンク

宮古保健所 健康推進班 73-5074



## イ アルコール関連事業

### (ア) 宮古地域アルコール健康障害対策関係者会議

目的：宮古地域の各関係機関のアルコール健康障害対策に関する取り組みについて、情報交換をおこない、アルコール健康障害の早期発見、早期介入に向けた対策を検討し、実行することを目的とする。

日時：平成 28 年 7 月 7 日 13:00～15:00

場所：宮古保健所 2 階大会議室

対象：宮古島市役所（健康増進課、国民健康保険課、総務課、障がい福祉課）  
多良間村役場（住民福祉課）

#### 内容

- ①各関係機関の H27 年度対策と H28 年度計画の共有
- ②特定健診・特定保健指導における AUDIT、減酒指導の実施について
- ③各関係機関への質問、要望等

## ウ アルコール関連問題啓発週間

(ア) 適正飲酒に関するパンフレット等の配布：食品衛生講習会（宮古保健所）

(イ) 適正飲酒量、自己管理ツール（新オトリーカード、節酒カレンダーアプリ）に関する新聞投稿：宮古新報、宮古毎日新聞

(ウ) 宮古地域の飲酒実態、適正飲酒量に関するポスター等の掲示：宮古保健所内

## (6) 生涯にわたる健康づくり推進事業

### ア 講演会「女性の健康づくり（乳がん検診の重要性）」講演会

目的：本県では、「健康おきなわ 21（第 2 次）」に基づき、県民が健康長寿を維持継承し、生きがいに満ちた豊かな人生を送ることを目指して健康づくりに取り組んでいるところである。女性の健康づくりに焦点をあてた婦人検診の重要性を認識し、女性が生涯を通じて健やかで充実した生活を営むことができることを目的とした講演会を開催。

主催：沖縄県宮古保健所

月日：平成 28 年 10 月 6 日

場所：沖縄県宮古保健所 2 階大会議室

対象：美容師組合員等、商工会議所女性部、宮古島市・多良間村関係者等（40 人参加）

講演①講師：那覇西クリニック 玉城研太郎先生

内容：「女性の健康と乳がん検診の重要性」

講演②講師：宮古地区乳がん患者会 代表者

内容：「患者として今考えること」

## イ 普及啓発

- ・講演会開催時にポスター等展示及びリーフレット配布
- ・「女性の健康週間」（3 月 1 日～3 月 8 日）にちなみ美容師組合員と通じてポスター・リーフレットを配布し来客者への周知

## 2 栄養関係事業

地域住民の健康の保持増進を図ることを目的として、地域住民の栄養と健康の現状を把握分析するための調査研究事業、専門的・広域的栄養指導、市村の栄養関連事業等の支援、給食施設の栄養管理指導、栄養関連企業等への栄養成分表示指導、食生活改善地区組織の育成及び行政事務等の栄養関係事業を実施している。

### (1) 栄養実態調査

#### ア 国民健康・栄養調査

健康増進法第 10 条に基づき、国民の栄養素等摂取量の実態を把握すると同時に栄養と健康の関係を明らかにし健康増進対策に必要な基礎資料を得ることを目的に厚生労働省が県に委託し、実際の調査地区を管轄する保健所が実施する。

#### イ 県民健康・栄養調査

県民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、県民の総合的な健康増進対策を推進するための基礎資料を得るため沖縄県が実施する。

表1 調査概要

年度	区分	調査地区	世帯数	世帯人員	調査内容
平成27年度	国民	宮古島市上野	13世帯	33人	①栄養摂取状況調査（期間：1日間） ②身体状況調査 ③生活習慣調査
平成28年度	県民	宮古島市城辺	36世帯	78人	①栄養摂取状況調査（期間：1日間） ②身体状況調査 ③生活習慣調査

### (2) 特定給食施設

特定給食施設とは、特定多数の人に対して、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設をいう。その他の給食施設とは、特定給食施設以外の1回50食以上100食未満又は1日100食以上250食未満の食事を供給する施設をいう。

健康増進法第18条第1項第2号及び第22条に基づき、特定給食施設等における栄養管理の実施等について、必要な提示・助言を行っている。

表2 給食施設届出状況と栄養士充足率

平成28年度

		管理栄養士のみの施設		栄養士・管理栄養士 どちらもいる施設			栄養士のみの施設		栄養士 管理栄養士 どちらも いない施設	施設数 合計	栄養士 充足率 (%)
		施設数	管理栄養士数	施設数	栄養士数	管理栄養士数	施設数	栄養士数			
特定給食施設	学 校	6	7	0	0	0	1	1	0	7	100.0%
	病 院	0	0	4	5	10	0	0	0	4	100.0%
	介護老人保健施設	2	2	1	1	1	0	0	0	3	100.0%
	老人福祉施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
	児童福祉施設	1	1	0	0	0	0	0	4	5	20.0%
	社会福祉施設	0	0	0	0	0	1	1	0	1	100.0%
	自衛隊	0	0	0	0	0	1	1	0	1	100.0%
	計	9	10	5	6	11	3	3	4	21	81.0%
その他の給食施設	学 校	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
	病 院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
	介護老人保健施設	1	1	0	0	0	0	0	0	1	100.0%
	老人福祉施設	0	0	0	0	0	2	2	0	2	100.0%
	児童福祉施設	0	0	0	0	0	0	0	18	18	0.0%
	社会福祉施設	1	1	0	0	0	0	0	1	2	50.0%
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
計	2	2	0	0	0	2	2	19	23	82.6%	

### (3) 給食施設指導状況

健康増進法第 18 条第 1 項第 2 号及び第 22 条に基づき、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設の設置者に対し、栄養管理等についての指導助言を実施している。

**表 3 給食施設指導状況**

平成28年度	1回100食 1日250食以上	1回300食 1日750食以上	その他 給食施設	合計
個別指導延施設数	8	7	22	39
集団指導延施設数	3(3)	0	17(38)	20(41)

( )は参加人員

### (4) 指導業務

健康増進法第 18 条第 1 項 1 に基づき、住民への栄養及び健康増進を図るために必要な指導を実施している。

**表 4 指導業務内訳**

平成 28 年度

個別指導 (人)			集団指導 (回/延べ人員)							
母子	栄養・生活習慣 及び健康増進	その他	母子		栄養・生活習慣		健康増進		その他	
			回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員	回数	延人員
0	8	0	0	0	2	59	2	39	0	0

### (5) 研修会の開催

ア「平成 28 年度 児童福祉施設栄養担当者研修会」

保育所における食育の推進について

～献立、調理の工夫～

日時：平成 28 年 7 月 20 日 13:30～16:00

場所：宮古保健所 2 階大会議室

講師：社会福祉法人港川保育園

管理栄養士 島袋 江利子氏

対象者：児童福祉施設栄養担当者等

参加者：41 名

イ「糖尿病予防戦略事業」

平成 28 年度糖尿病予防に関する研修会

日時：平成 28 年 10 月 3 日 14:30～16:30

場所：宮古保健所 2 階大会議室

内容：「食育からの糖尿病予防のアプローチ」

講師：琉球大学教育学部生涯教育コース

准教授 森山 克子氏

対象：管内の食生活改善推進員及び健康づくり推進員等

参加者：19 名

ウ「平成 28 年度地域活動栄養士等研修会」

日時：平成 28 年 10 月 3 日 13:00～14:00

場所：宮古保健所 2 階大会議室

内容：「講義」食育からの糖尿病予防の推進

「ワークショップ」指導力 UP のための思考と言葉かけ

対象：管内市村栄養士及び地域活動栄養士等

講師：琉球大学教育学部生涯教育コース

准教授 森山 克子氏

参加者：10 名

## (6)食環境の整備の取り組み状況

ア 沖縄版「食事バランスガイド」の普及（がんずうまつり 11月27日）

イ 宮古地区栄養情報提供店普及事業の推進

（ア）栄養成分表示の推進

日時：平成28年9月29日 14:00～14:30

場所：多良間村中央公民館

対象：飲食業者等

参加者：40名

（イ）実施可能店舗の個別訪問相談・指導（5件）

（ウ）栄養情報店への登録

平成28年度は1店舗を登録

## (7)地区組織の育成

食を通じた健康づくりを推進するため、栄養の知識・技術を習得した食生活改善推進員が市村健康づくり事業及び「健康おきなわ21（第2次）」の推進等で活躍している。各市村の食生活改善推進協議会及び宮古支部結成状況は下記のとおりである。

宮古保健所では各協議会の組織強化等のため、情報提供、伝達講習会等を実施している。

表5 協議会結成状況

平成28年度

協議会	結成年月日	会員数	地区名
食生活改善推進員連絡協議会宮古支部	平成12年3月22日	58名	宮古管内
多良間村食生活改善推進協議会	平成17年8月2日	休会	多良間村
宮古島市食生活改善推進協議会	平成17年10月1日	58名	宮古島市

## (8)食育推進事業

食育基本法に基づき、県民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことができるよう、県民運動として食育の推進を目指す。

「平成28年度 宮古島市食育推進会議」参加

日時：平成28年7月14日

場所：宮古島下地保健福祉センター

宮古保健所からの参加：管理栄養士

### 3 歯科保健

食環境は、含糖食品や加工品の氾濫、軟食化などによる食生活の多様化、年齢構造の変化、乳幼児う蝕の減少等により、歯科保健業務も、従来の母子保健中心から、各ライフステージにおける歯科保健対策へと多様化している。なかでも、生涯自分の歯で食べることが高齢者の生活の質を高めることの要件の一つであり、40歳以降の歯科保健の重要性が認識され8020運動が推進されている。

食習慣、口腔清掃の方法の改善等に関する知識を広め、乳幼児に対するフッ化物応用等の予防処置を行い、定期的な管理のもとに歯科疾患を予防することによって、健康の維持増進を図り生活の質の向上をめざす。

#### (1) 普及啓発事業

ポスター等掲示及びリーフレット配布

「歯と口の健康週間」(6月4日～6月10日)(沖縄県琉球銀行宮古支店)

「宮古地区デンタルフェア」(5月28日)(宮古島市中央公民館)

「がんずうまつり」(11月27日)(宮古島市中央公民館)

「乳幼児健診」にて配布

「事業所健診」会場にて配布(6月、10月)

#### (2) 専門的かつ技術的な業務の支援及び推進

ア 歯科衛生士養成にかかる実技研修実施

目的：本県では「健康おきなわ21」において、健康長寿の維持・継承を目指した健康づくりを推進している。この中で「要介護者等の歯科保健」については、日頃のケアや歯の喪失防止等、口腔の重要性について普及してきたところである。宮古地区で要介護者に関わっている歯科衛生士を、沖縄本島で先駆的に口腔ケアを実施している施設等へ派遣し、その状況に応じた口腔ケアの実技方法を学び、専門性を持つ歯科衛生士を養成することを目的とする。

主催：沖縄県宮古保健所

開催日：第1回目 平成28年9月21日、第2回目 平成28年11月30日

場所及び実技指導講師：沖縄協同病院、仲程尚子氏(沖縄協同病院 認定歯科衛生士)

参加者：要介護者の口腔ケア等に関わっている管内の歯科衛生士(2人) 保健所歯科衛生士

イ 口腔ケア実践研修会実施

目的：高齢者の介護に携わる職員を対象にその状況に応じた口腔ケア実践方法を学び口腔機能の維持・向上を図るとともに、その技術向上を目的とする。

主催：沖縄県宮古保健所

開催日：平成28年12月20日

場所：宮古保健所 2階大会議室

対象：介護に関わる職員等 (20人参加)

内容：口腔ケアの実践について

講師：「沖縄協同病院」認定歯科衛生士 仲程尚子氏

報告：「沖縄協同病院実技研修を終えて」

認定歯科衛生士 下地多重子氏

歯科衛生士 平安 英子氏

### (3) 調査・情報収集

#### ア 成人期における口腔に関する意識調査

目的：「健康おきなわ 21（第2次）」では、歯・口腔の健康目標として「80歳で20本以上の自分の歯を有する者の割合の増加」を掲げ、成人期において歯周病予防を行動目標として設定している。

事業所健診時を活用し口腔清掃器具等の普及啓発や、その使用法を含む歯科相談を実施し、また定期的な歯科健診の受診やかかりつけ歯科医を持つことを推進しながら実態を把握する。

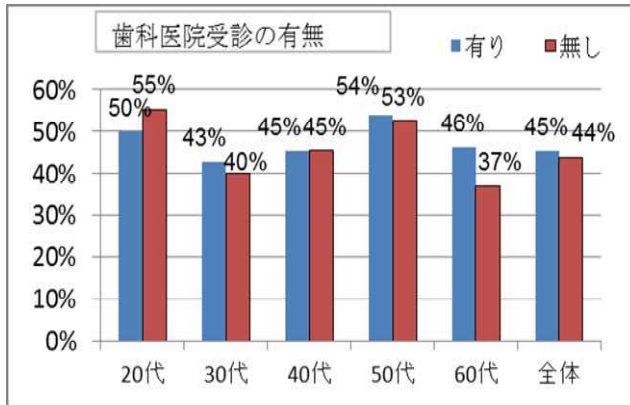
実施期間：平成28年10月26日～10月28日 9:00～12:00

調査対象：労働基準協会宮古支部 事業所健診受診者

実施方法：1) 事業所健診会場にて「歯・口の健康」に関する調査票に添って記載する。  
2) 歯科衛生士による歯科相談及び指導。

調査結果：402人調査

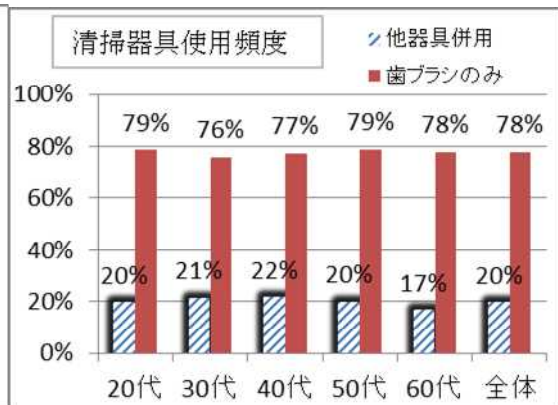
図1 1年以内に歯科医院受診した者の受診内訳 (%)



(H27年:44%) (H28年:45%)

1年以内歯科受診者は全体で昨年より増加

図2 間清掃器具の使用頻度 (%)



(H27年:18%) (H28年:20%)

歯科清掃器（フロス・歯間ブラシ）使用者は全体で昨年より増加

### (4) 連携

ア 沖縄県委託新規事業「親子で歯っぴプロジェクト」のモデル市となった宮古島市へ事業の受託申し入れや、それに伴う研修会開催協力を行った。

イ 乳幼児健康診査における効果的な歯科保健指導研修会

目的：沖縄県の乳幼児のむし歯有病状況の改善を目指し、乳幼児健康診査における効果的な歯科保健指導について関係者へ周知することを目的とする。

開催日：平成28年9月12日（昼の部 夜の部）

場所：沖縄県宮古保健所

内容：「親子で歯っぴ～プロジェクト」について

「効果的な歯科保健指導」について

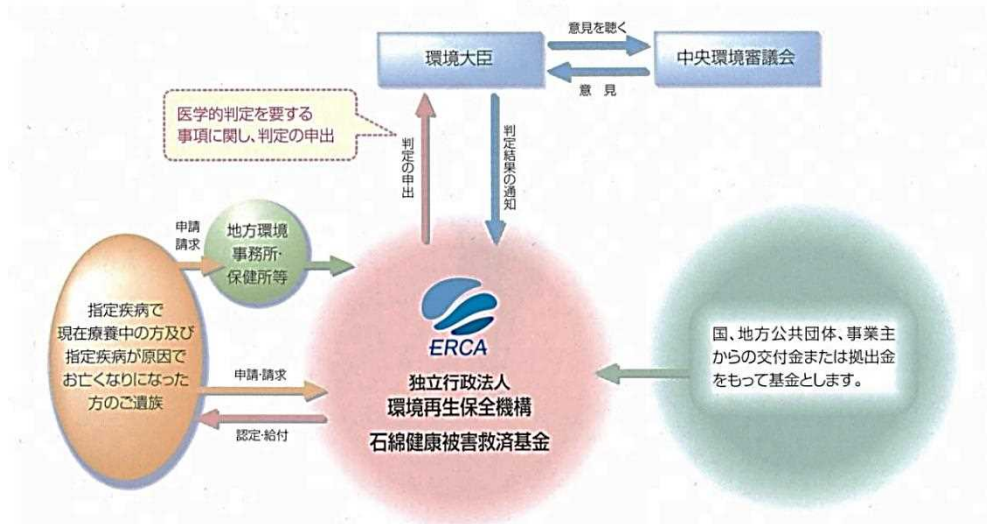
「健診時の説明媒体の具体的な使い方」について

## 4 石綿健康被害対策

### (1) 石綿健康被害救済制度の概要

石綿健康被害救済制度は、平成 18 年 3 月 27 日に施行された「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基づき創設され、石綿による健康被害を受けた方及びそのご遺族の方で、労働者災害補償保険法等で保障されない方に対して、救済給付の支給を行う制度である。対象となる疾病は、①石綿による肺がん②中皮腫③著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺④著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚の 4 疾病である。これらの健康被害を受けられて療養中の方、これらの疾病に起因して死亡した方のご遺族に対し、医療費等の救済給付が支給される。

図 1 石綿健康被害救済制度の概要フロー



### (2) 石綿健康被害救済給付の種類

医療費：医療費の自己負担分

療養手当：治療に伴う医療費以外の費用負担に対する給付

葬祭料：認定された方の葬祭に伴う費用負担に対する給付

救済給付調整金：被認定者がお亡くなりになるまでに給付を受けた医療費と療養手当の合計が特別遺族弔慰金の額に満たない場合に、被認定者のご遺族に支給される給付

特別遺族弔慰金：指定疾病が原因で死亡した方のご遺族に対する給付

特別葬祭料：指定疾病が原因で死亡した方の葬祭に伴う費用負担に対する給付

### (3) 申請の現状

表 1 相談申請件数

	相談件数	申請件数
平成18～22年度	10	3
平成23年度	0	0
平成24年度	0	0
平成25年度	0	0
平成26年度	0	0
平成27年度	0	0
平成28年度	0	0

表 2 申請件数内訳

	医療費/ 療養手当	葬祭料	特別遺族弔慰金/ 特別葬祭料
平成18～22年度	2	0	1
平成23年度	0	0	0
平成24年度	0	0	0
平成25年度	0	0	0
平成26年度	0	0	0
平成27年度	0	0	0
平成28年度	0	0	0

宮古管内においては、平成 23 年度以降、石綿健康被害の救済に関する相談及びその申請がない状況である。

### (4) 制度周知

宮古島市行政チャンネルにて、当制度に関する放送を行い、制度の周知を図っている。

## 5 熱中症予防対策

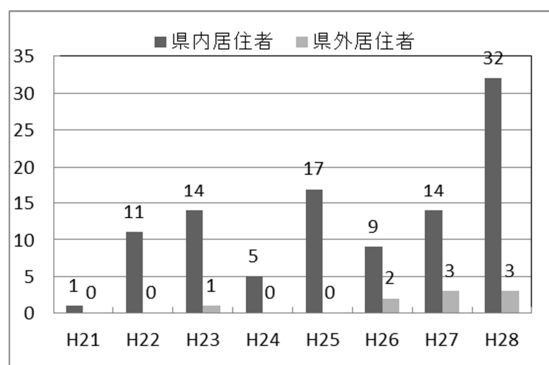
### (1) 発生動向調査

毎年6月1日から9月30日までの期間、定点医療機関2機関より発生報告を受け、発生状況を把握するとともに、定点医療機関へ情報還元を行っている。

#### ア 年度別発生件数

平成28年度は管内で35件の発生報告があった。

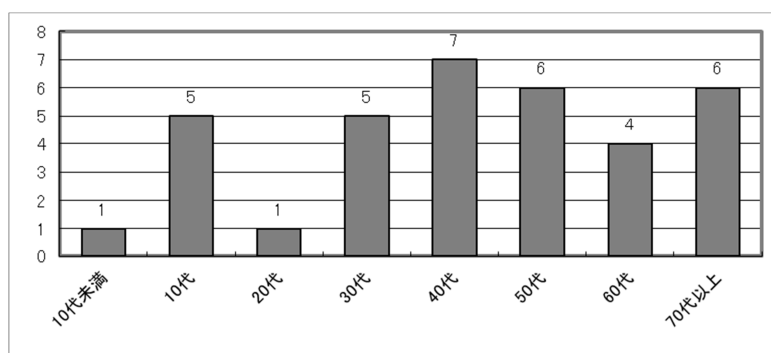
図1 宮古管内 熱中症発生件数



#### イ 年齢別発生状況

年齢別では、30代以上の発生件数が多い。

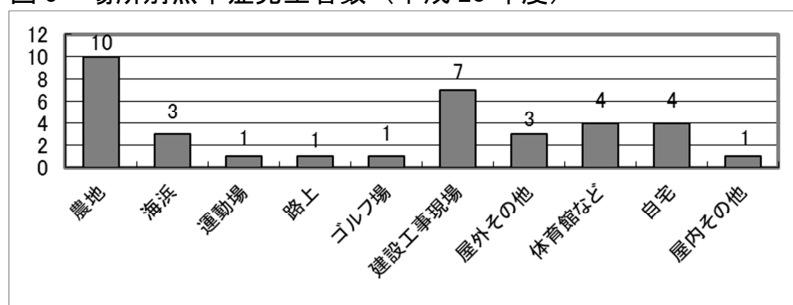
図2 年齢別熱中症発症者数（平成28年度）



#### ウ 場所別発生状況

発生場所では、農地が10件で最も多く、次いで建設工事現場が7件であった。

図3 場所別熱中症発症者数（平成28年度）



### (2) 予防対策

ア 宮古保健所ホームページにて、発生状況、予防法等を掲載し、情報提供を行っている。

イ 熱中症予防強化月間（7月）に併せて、ポスター掲示等で予防に関する啓発を行っている。



## 6 結核対策

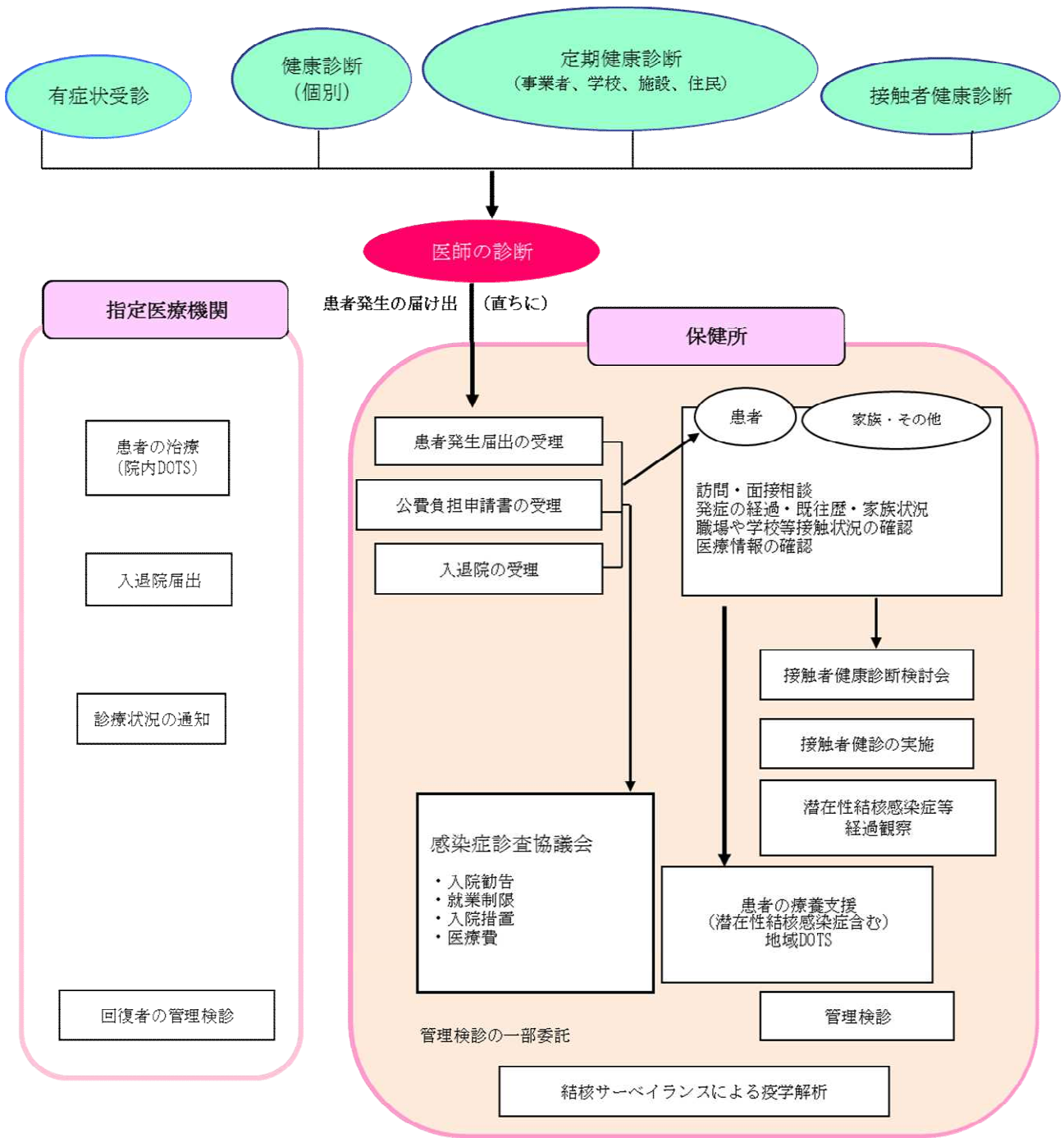
わが国の結核の現状は、結核対策の推進、医学の進歩、生活環境の改善等によって、新登録結核患者数は年々減少しているが、依然として主要な感染症であり、一層の対策の充実が求められている。

特に近年は、結核患者の高齢化、都市部での問題、多剤耐性結核菌の出現等新たな課題がみられる。感染症法は、結核に係る入院勧告に関し、人権を尊重した適正な手続きを拡充するとともに、結核対策として必要な定期の健康診断、結核医療の基準、直接服薬確認療法（DOTS）等の総合的な結核対策の推進が求められている。

表 1 結核対策の概要

健康診断	定期健康診断 (感染症法第53条の2)	学校健診：高校・大学生（入学時健診1回）
		施設入所者：刑務所(20歳以上毎年) 社会福祉施設(65歳以上毎年)
		事業所職員：学校、病院、診療所、助産所、老健施設、社会福祉施設の職員
		市町村住民：65歳以上毎年(定期健診患者発見率等を参照した上で対象年齢の設定やハイリスク層の対象の検討、罹患率を分析した対策)
	接触者健康診断 (感染症法第17条)	患者家族、その他、結核予防上特に必要があると認められるとき、県（保健所）が実施する
患者管理	医師の届出 (感染症法第12条) 入退院届出 (感染症法第53条の11)	結核患者・無症状病原体保有者(潜在性結核感染症治療対象者)の診断時、直ちに保健所長へ届出 患者が入院又は退院した時、病院管理者は7日以内に保健所へ届出
	結核登録票 (感染症法第53条の12)	保健所における結核患者の登録及び患者の現状把握
	家庭訪問指導 (感染症法第53条の14)	結核の予防又は医療上必要と認められる者に対する家庭訪問による保健指導等
	管理検診(精密検査) (感染症法第53条の13)	結核登録者のうち、要観察者、治療状況不明者、治療放置者等を対象とした精密検査
感染防止	就業制限 (感染症法第18条)	感染拡大のおそれがある患者へ就業制限を行う
	入院勧告 (感染症法第19、20、26、26条の2)	結核のまん延を防止するため必要があると認める時、結核指定医療機関への入院勧告を行う
医療	入院勧告患者の医療 (感染症法第37条)	入院勧告を行った患者に対する医療費の公費負担
	一般患者に対する医療 (感染症法第37条の2)	結核の適正な医療を普及するため、結核医療に要した費用の公費負担
予防接種	B C G 予防接種 (予防接種法 第2条、3条)	「生後1歳に至るまでの間にある者」を対象に結核の発生及び蔓延を予防するため市村が実施する。

図1 結核対策における保健所の役割



- 1 保健所では、患者の適正医療、回復者に対する早期社会復帰への援助、患者の家族等、周囲への感染防止等への指導を行う。
- 2 患者は治療終了後、回復者として保健所又は医療機関で概ね2年間管理検診を行い、再発のおそれが無くなった場合、登録削除する。
- 3 削除後は自主的に健康管理を行う。(市村が行う結核住民健診、職場健診等)

## (1) 結核の現状

### ア 結核患者の発症状況

#### (ア) 結核罹患率

平成 25 年から平成 26 年の結核罹患率（人口 10 万対）は 6 前後で、平成 27 年は 19.1 へ増加している。平成 28 年は 13.4 へ減少している。

#### (イ) 活動性分類

平成 28 年の新患者発生は 7 人、内訳は肺結核 4 人（塗抹陽性 3 人、その他菌陽性 1 人）、肺外結核 3 人（潜在性結核感染症 4 人は別掲）である。

表 2 活動性分類

区分 年次別	総 数	活 動 性 肺 結 核				活動性 肺外結核	不 明	潜在性結核 感染症 (別掲)
		総 数	感 染 性		菌陰性			
			喀痰塗抹 陽性	その他の 菌陽性				
昭和50年	48	45	(0)	(4)	(41)	3	0	4
55年	34	29	(2)	(9)	(18)	5	0	2
60年	41	30	(0)	(8)	(22)	11	0	2
平成2年	31	26	(0)	(14)	(12)	5	0	5
7年	19	18	(2)	(10)	(6)	1	0	16
12年	15	12	(6)	(4)	(2)	3	0	11
17年	12	10	(5)	(2)	(3)	2	0	7
23年	8	6	(5)	(1)	(0)	2	0	1
24年	7	5	(4)	(1)	(0)	2	0	2
25年	3	2	(2)	(0)	(0)	1	0	2
26年	4	2	(2)	(0)	(0)	2	0	3
27年	10	7	(3)	(4)	(0)	3	0	2
28年	7	3	(2)	(1)	(0)	4	0	4

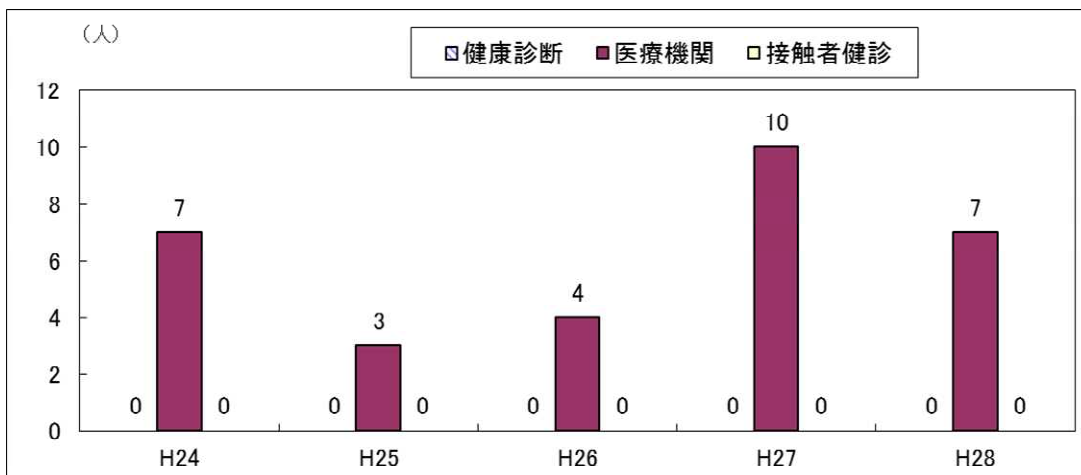
#### (ウ) 新登録患者の年齢階級別状況

年齢別にみると平成 28 年は 50 代 2 人、80 代 4 人、90 代 1 人である。

#### (エ) 新登録患者の発見方法

患者発見は、医療機関発見 7 人（他疾患入院・通院中に 2 人、医療機関受診 5 人）となっている。健康診断（結核住民健診、職場健診等）からは平成 17 年度以降、接触者健診からは平成 19 年以降の発見はなく、新登録患者の発見方法は全て医療機関からとなっている。

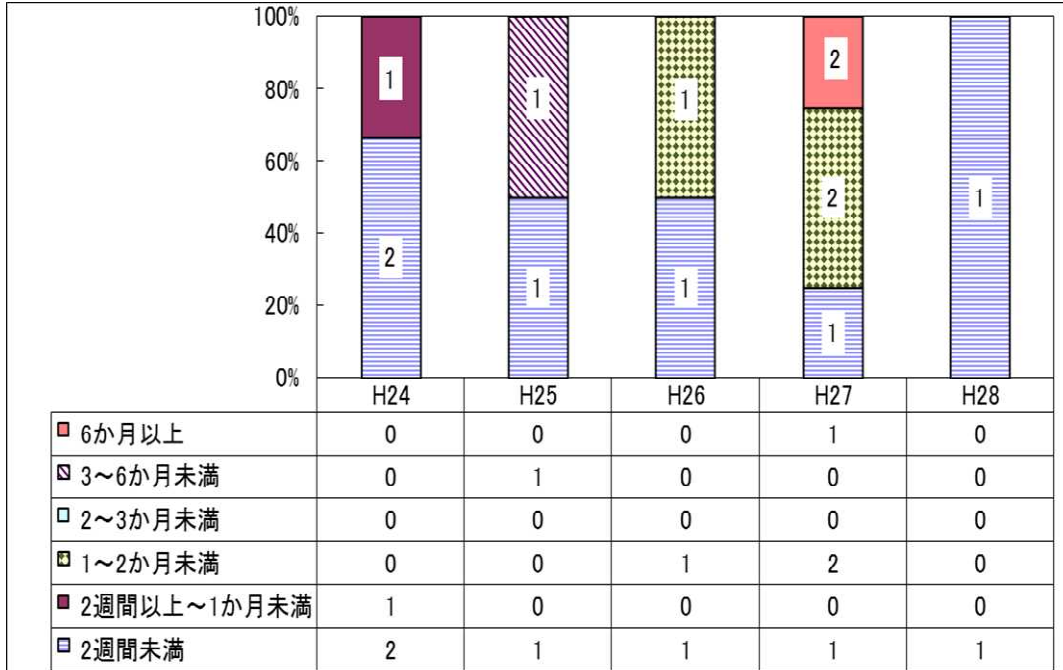
図 2 新登録患者の発見方法



(オ) 発病から診断までの期間

結核の感染危険度は、症状出現（発病）から受診・診断までの期間によって決定され、症状出現から診断までにかかった期間は、感染の拡がりを想定でき、結核予防活動の指標にもなる。

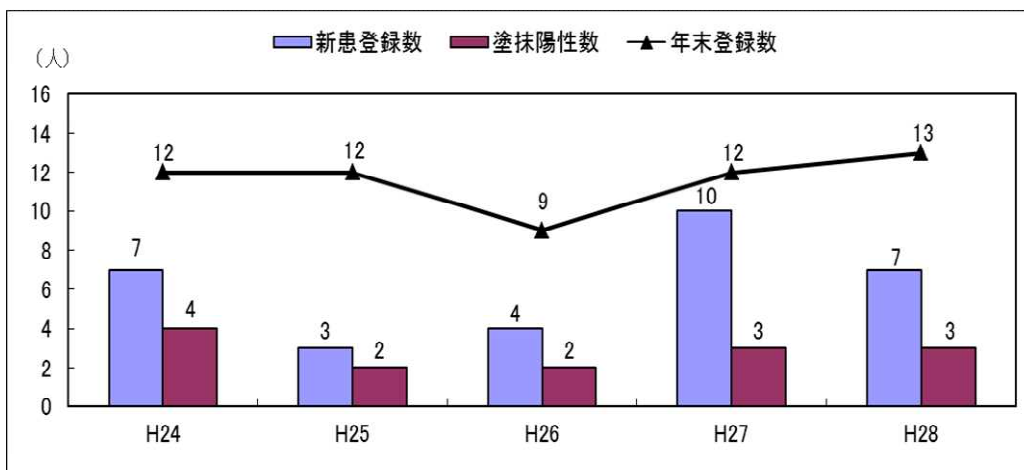
図3 新登録患者の発病から診断までの期間（肺結核患者で発病時に咳・痰等の症状がある者）



イ 結核患者年末登録状況

平成 28 年の結核患者年末登録数は 13 人である。（潜在性結核感染症 4 人は別掲）

図4 年末登録数及び新患登録数の年次推移



ウ 管理検診

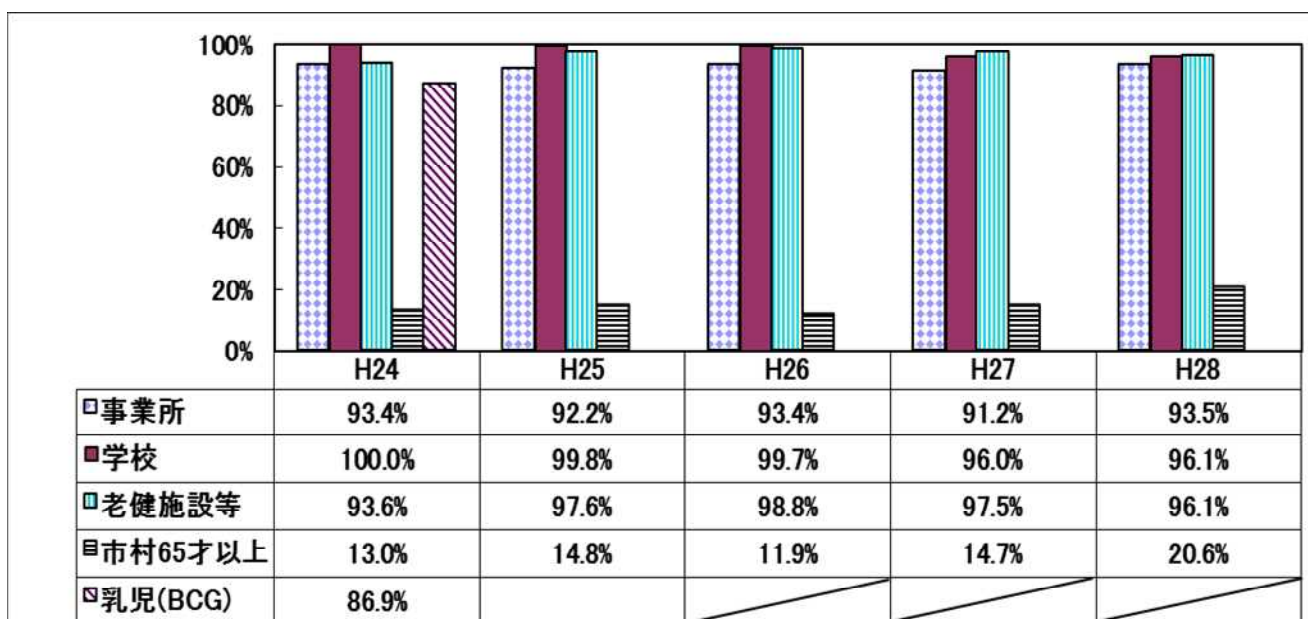
結核患者年末登録状況は、平成 28 年末登録者 13 人のうち、治療中 3 人、観察中 10 人である。（潜在性結核感染症 4 人（治療中 1 人、観察中 3 人）は別掲）

治療終了者は 6 ヶ月毎に 2 ヶ年間管理検診を実施し、再発者はいなかった。

エ 定期健康診断

- (ア) 集団感染防止として学校健診は、高校・大学入学年度に1回、施設は刑務所20歳以上、社会福祉施設65歳以上、毎年実施する。
- (イ) 発症すると二次感染の可能性が高い職業としての事業（学校、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設等）に従事する職員は採用時及び毎年実施する。
- (ウ) 結核健診は65歳以上の高齢者が対象、その他に発症リスクが高い年齢層や罹患率、定期健診からの患者発見率等に照らして対象者を定める。また、ホームレス、外国人などの特定対象者についても実施する。
- (エ) 結核予防接種は、平成25年4月1日に改正され、BCG接種を「生後1歳に至るまでの間にある者」に実施する。

図5 定期健診及びBCG予防接種受診状況年次推移



オ 接触者健康診断

結核発生に伴う感染予防上特に必要があると認めるとき、積極的疫学調査を実施の上、患者との接触状況を把握し、保健所内において接触者健診検討会を開催する。検討会にて、接触者健康診断の対象者を選定し、新たな感染者の発見と発病の予防、接触者から新たな発病者の早期発見及び感染源の探求目的で接触者健康診断を実施する。

保健所は、関係者の理解と協力を得つつ、関係機関と綿密な連携を図り、感染源及び感染経路究明を迅速に進めることが重要である。

管内の平成28年度接触者健康診断状況は、家族内接触者が100.0%、その他接触者が100.0%、全体で100.0%の受診率である。結核患者、潜在性結核感染症の発見はなかった。

表3 接触者健康診断状況

	平成24年度				平成25年度				平成26年度				平成27年度				平成28年度											
	対象者	受診者	受診率	発見数	対象者	受診者	受診率	全実施数	全実施率	発見数	対象者	受診者	受診率	全実施数	全実施率	発見数	対象者	受診者	受診率	全実施数	全実施率	発見数						
家族内接触者	20	20	100%	2(潜)	10	6	60.0%	10	100%	0	12	12	100%	12	100%	0	15	15	100%	15	100%	0	7	7	100%	7	100%	0
その他接触者	75	71	94.7%	0	15	7	46.7%	13	86.7%	1(潜)	26	26	100%	26	100%	0	23	23	100%	23	100%	0	5	5	100%	5	100%	0
合計	95	91	95.8%	2(潜)	25	13	52.0%	23	92.0%	1(潜)	38	38	100%	38	100%	0	38	38	100%	38	100%	0	12	12	100%	12	100%	0

\* (潜) : 潜在性結核感染症

\* 全実施数: 健診結果等の報告を含む

カ 結核対策特別促進事業

事業名	確実な治療完了を目指したDOTS支援						
事業目的	<p>結核対策は、予防の適正化と治療の強化、きめ細やかな個別対応、人権の配慮、地域格差への対応が基本である。</p> <p>「結核に関する指定感染症予防指針」の一部改正に伴い地域DOTSの推進が位置づけられ、DOTS対象者が喀痰塗抹陽性結核患者から潜在性結核感染症を含む全結核患者へと拡大し、院内DOTS・地域DOTS支援の効果的・包括的な支援が求められている。</p> <p>院内DOTSから、地域DOTS支援への包括的な支援体制を確立し、確実な治療完了を目指す。</p>						
結核の現状		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平均
	新登録患者(人)	7	3	4	10	7	6.2
	罹患率(人口10万対)	13.2	5.7	7.6	19.1	13.4	11.8
	活動性肺結核患者(人)	5	2	2	7	4	4
	塗抹陽性患者(人)	4	2	2	3	3	2.8
	新登録患者の70歳以上の率	5 71.4%	2 66.7%	4 100.0%	8 80.0%	5 71.4%	4.8 77.4%
	潜在性結核感染症(人)(別掲)	2	2	3	2	4	2.6
	新登録DOTS対象者(H23年5月改正)	9	5	7	12	11	8.8
	DOTS実施率	4/4(死亡3人) 100.0%	4/4(転入1人) 100.0%	3/3(死亡2人、転入1人) 100.0%	6/6(死亡1人) 100.0%		100.0%
	新登録肺結核患者コホート治療成功率	2/5(死亡3人) 40.0%	2/2(死亡0人) 100.0%	1/2(死亡1人) 50.0%	6/7(死亡1人) 85.7%		68.8%
	全結核患者コホート治療失敗・脱落率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		0.0%
事業内容	<p>1 DOTS事業</p> <p>(1)事例ごとの検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○服薬支援・連携手帳の活用 DOTS支援のツールとして活用する</li> <li>○退院前調整会議の開催(実施:2回、対象:入院患者) アセスメント票を用いてDOTSタイプの評価をする</li> <li>○DOTS支援(DOTS対象者全員:16名) (来所:実1人、延3件、訪問:実9人、延37件、その他:延18件)</li> <li>○コホート検討会の開催(2回) ①8月31日(所内)、②1月31日(所内)</li> </ul> <p>(2)院内DOTS支援のための医療機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○結核研修会の開催(1回) 内容・講師:「病院における患者支援とDOTS」 金城友子(独立行政法人国立病院機構沖縄病院)</li> <li>対象:県立宮古病院 5階西病棟看護職員等</li> <li>日時:平成28年8月8日 17:00~18:30</li> <li>場所:宮古病院 講堂</li> <li>参加者:宮古病院看護師等 39名</li> <li>○結核や感染予防の知識を、効果的な患者支援や院内DOTS実施に活かす。</li> </ul>						
期待される効果	<p>1) 医療機関・関係機関と協力して、結核患者の実態に応じたきめ細やかな支援をすることにより、結核治療脱落者を防ぎ、治療成功率100%を目指すことができる。</p> <p>2) DOTS事業やコホート検討会等を活用して、研修会で得たことを還元・共有し、管内DOTS事業を推進することができる。</p>						

(2) X線撮影業務

平成20年3月に一般健康診断が終了したため、主なX線撮影業務は結核健診業務である。

平成27年度より当保健所に放射線診療技師の配置がなくなったため、本島の保健所から放射線

技師の派遣により撮影している。

表 4 X線撮影人数

平成 28 年度

	直接撮影(人数)	間接撮影 (人数)	合計
接触者健診等	6	0	6
管理検診	10	0	10

直接撮影 : 結核管理患者及びその接触者健診の際に保健所内で行う胸部 X 線撮影

間接撮影 : 結核患者発生に伴い、接触したとみられる集団 (感染が疑われる集団) に対して接触者健診として胸部健診車を使用した胸部 X 線撮影

接触者健診 : 結核患者に接触のある者や、発病の恐れのある者に対して実施する健診

管理検診 : 結核治療終了後、その経過を見るために実施する検診

### (3) 高齢者結核対策

近年は人口高齢化に伴い、県内の新規結核患者の 3 人に 1 人は、80 歳以上の高齢者が占めている。宮古地区においても 80 歳以上が半数を占めており、高齢者に対する結核対策は重要な課題である。体力や免疫力が低下する高齢者は、結核にかかるリスクが高いため、高齢者が集団生活や活動を営む場である高齢者施設は、集団感染の恐れがある。

そこで結核を早期発見し感染防止を図るため、平成 25 年 9 月に宮古管内の高齢者入所・宿泊施設を対象に「高齢者施設における結核予防対策の実態調査」を実施し、その結果をもとに、平成 26 年 11 月に「高齢者施設における結核早期発見のためのチェックリスト」を作成した。平成 27 年 9 月に保健所ホームページにアンケート集計結果を掲載し、チェックリストの活用を呼びかけた。平成 28 年 9 月に結核予防週間を活用し、宮古管内の高齢者施設へチェックリストを配布した。今後はチェックリストを修正・改善し、活用の普及啓発を行い、集団感染対策に力を入れていく。

年度	年月	
平成 25 年度	平成 25 年 9 月	「高齢者施設における結核予防対策の実態調査」実施
平成 26 年度	平成 26 年 11 月 平成 27 年 2 月	「高齢者施設における結核早期発見のためのチェックリスト」作成 チェックリストの活用状況等に関するアンケート実施
平成 27 年度	平成 27 年 9 月	保健所ホームページにてチェックリストの活用状況等に関するアンケートの結果を掲載、結核予防週間に高齢者施設へ周知
平成 28 年度	平成 28 年 9 月	結核予防週間に、管内高齢者施設へチェックリストを配布

### (4) 結核予防週間 (9 月 24 日～30 日)

結核に関する正しい知識の普及啓発を図るため、管内医療機関や市村、学校、高齢者施設等に結核予防週間の周知及び資料配付を行った。また、市役所と保健所でのパネル展示、保健所での横断幕掲揚、街頭キャンペーン、新聞や市村広報誌・保健所ホームページへの結核関連記事の掲載を行い、住民に対する結核の普及啓発を図った。

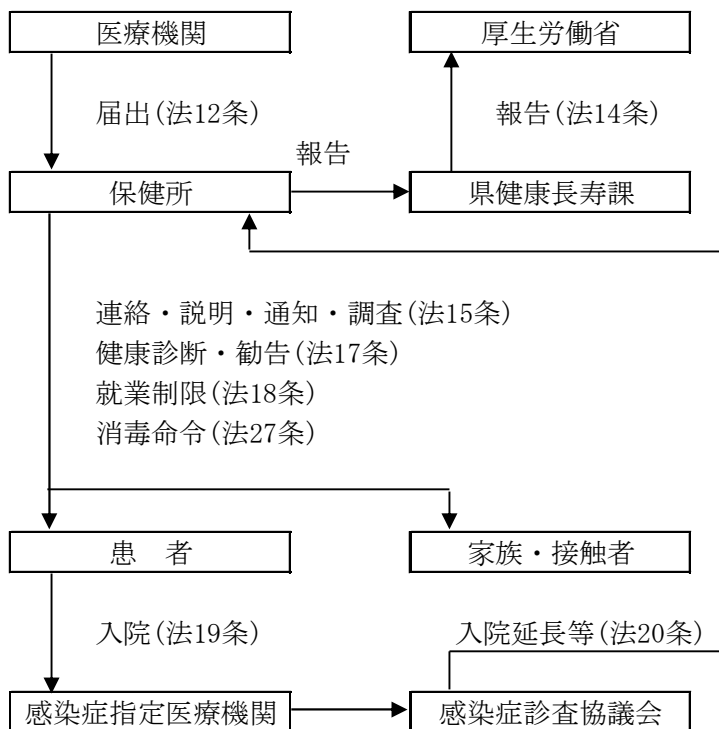
## 7 感染症対策

### (1) 感染症対策の概要

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という）に基づき、感染症発生時には疫学調査や健康診断等を行い、感染拡大防止対策や感染症に対する普及啓発等を行っている。

また、平常時から、感染症発生動向調査事業を活用し、感染症の発生状況を迅速に収集するとともに、感染症の発生予防及びまん延防止のための研修会を開催している。

図1 感染症発生時の業務の流れ



### (2) 感染症発生動向調査

感染症の発生状況を全数報告・定点報告により把握し、その結果を基に県民・地域住民への注意喚起や警報発令を行い、流行拡大の防止を図っている。集計は年(1月～12月)で行っている。

表1 月別感染症発生状況（全数報告）

平成28年

類型	疾患名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
2類	結核	2	1	2	1	1	0	0	1	2	0	0	1	11
3類	腸管出血性大腸菌感染症	1	0	1	1	1	0	0	0	2	1	0	0	7
4類	レジオネラ症	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
	つつが虫病	0	0	0	0	3	0	0	0	1	2	3	1	10
5類	後天性免疫不全症候群	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	急性脳炎	0	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	4
	梅毒	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1

\*全数報告とは、対象となる感染症について医師からの報告数

\*定点報告とは、対象となる感染症についての定点医療機関からの報告数



表2 年齢階級別感染症発生状況（全数報告）

平成28年

類型	疾患名	～11ヶ月	～4歳	～9歳	～14歳	～19歳	～29歳	～39歳	～49歳	～59歳	～69歳	～79歳	80歳～	計
2類	結核	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	0	7	11
3類	腸管出血性大腸菌感染症	0	1	1	1	0	1	1	0	0	1	0	1	7
4類	レジオネラ症	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	2
	つつが虫病	0	0	0	0	0	0	0	0	3	4	2	1	10
5類	後天性免疫不全症候群	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	急性脳炎	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	梅毒	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1

表3 月別感染症発生状況（定点報告）

平成28年

類型	疾患名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
5類 (定点報告)	インフルエンザ	425	601	191	21	9	1	0	1	2	12	76	41	1380
	RSウイルス感染症	9	10	5	1	5	25	28	11	1	0	0	0	95
	咽頭結膜熱	0	0	0	0	0	7	4	3	5	3	2	1	25
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	1	4	3	3	4	0	0	3	3	3	2	1	27
	感染性胃腸炎	107	14	16	1	62	17	10	21	29	16	32	137	462
	水痘	3	1	1	7	9	5	1	0	0	1	4	1	33
	手足口病	1	2	0	2	0	1	8	63	34	13	1	0	125
	伝染性紅斑	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	突発性発しん	1	5	0	3	1	0	1	5	6	3	0	1	26
	百日咳	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	ヘルパンギーナ	0	0	1	2	0	0	3	3	0	1	0	0	10
	流行性耳下腺炎	153	75	46	26	20	16	2	3	1	0	0	1	343
	急性出血性結膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	流行性角結膜炎	3	7	2	4	4	5	14	6	13	9	1	73	
	細菌性髄膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
	無菌性髄膜炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	マイコプラズマ肺炎	2	0	2	3	3	3	2	5	4	2	1	4	31
	クラミジア肺炎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	10	10	6	9	10	14	12	11	15	8	9	7	121
	ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
薬剤耐性緑膿菌感染症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
薬剤耐性アシネトバクター感染症	※平成26年9月19日より、5類全数把握疾患へ変更													

## ア 腸管出血性大腸菌感染症の発生状況

平成24年13人、平成25年7人、平成26年2人、平成27年3人、平成28年7人の発生があった。例年、夏季に保育所からの発生が多かったが、平成27年および平成28年は単発での発生や同居家族内の感染のみで終息し、集団発生事例は起きなかった。

腸管出血性大腸菌感染症対策における保育所への対応として、平成24年度には感染症予防出前講座を全公立保育所で実施した。平成25年度には公立保育所が中心になって作成した感染症対応マニュアルを法人保育所・認可外保育所の所長会を通して周知を図った。

発生時の対応は、感染源調査として有症状者の健康診断（検便）や環境調査を実施し、感染拡大防止のため指導を行っている。

## イ つつが虫病の発生状況

平成20年6月に初発患者発生以降、ほぼ毎年1～2例の患者発生（平成22年、平成24年は発生なし）だったが、平成27年は4例、平成28年は10例の発生があり、平成20年からの累計では21例となっている。平成28年は、初めて県立宮古病院以外の医療機関からの発生届があった。また、初めて同一日、同一の場所において複数名の感染があったと推定される事例が起きた。沖縄県内では、宮古保健所管内からの発生報告のみである。

発生時期は、4月から12月にかけてみられ、これまでの発生月は5月および10月が6例と最

も多く、次に 12 月が 3 例と続く。ツツガムシに刺された場所は、畑や草地（海岸含む）と推定されている。

被害が多くなる時期の前の 5 月・11 月に地域住民へチラシを配付、管内関係機関・医療機関へチラシ送付及び情報共有、マスコミ等へ注意喚起依頼、保健所ホームページでの注意喚起を行った。発生状況を踏まえ、5 月に観光客向け、製糖時期前の 11 月に農業関係者向けの注意喚起・予防啓発を行った。

4 月～12 月に被害があること、農作業時には肌の露出を少なくしダニ忌避剤を使用すること、作業後はシャワーで体に付着したツツガムシを洗い流し着衣も洗濯すること、発熱、発疹、刺し口等の症状出現時は医療機関への早期受診・早期治療が重要であること、再感染の可能性があることを、今後も継続して啓発していく。

#### ウ 麻しん対策

県は、平成 13 年 4 月から沖縄県はしか“0”プロジェクト委員会を発足させ、麻しん発生全数把握事業を行い、麻しん発生時の初期対応、流行予防対策、県衛研での確定検査、情報還元、流行時の生後 12 ヶ月未満の者に対して予防接種勧奨等を行っている。

平成 28 年は 8 月に起きた関西国際空港における局地的流行の発生を背景に、空港利用客を介した宮古管内への飛び火が懸念されたが、医療機関から検査依頼のあった 3 件はいずれも陰性だった。

表 4 麻しん全数把握実施状況 平成 28 年

	検体提出数	麻疹確定
沖縄県	25	0
宮古保健所	3	0

#### エ 風しん対策

平成 24 年から平成 25 年にかけて風しんは全国的に流行した。風しん抗体を持たない又は抗体価が低い妊婦が風しんウイルスに感染すると胎児に難聴や心疾患、白内障や緑内障などの障害（先天性風しん症候群）が起こる可能性がある。その予防のため、沖縄県では風しん抗体検査を無料で受けられる体制を整備した（平成 26 年度のみ実施）。

#### オ 学校欠席者情報収集システム

平成 27 年 11 月より宮古管内の小中学校、高等学校および特別支援学校において、学校欠席者情報収集システムが導入されており、今年度から入力対象施設に幼稚園が追加された。

本システムは、集団生活で感染症が蔓延しやすい環境にある学校において、感染症による入院、死亡といった重症化を防ぐために集団発生を早期に探知し、早期対応をするために、「記録」「連携」「早期探知」を一元化したリアルタイムサーベイランスである。

学校が入力・活用することで、児童・生徒の中での感染症の流行に対して早期に対応できるようになるため、各学校へ入力の呼びかけや、臨時休校の確認、感染症による欠席者が増加している学校に対し対策等の確認及び指導を実施している。

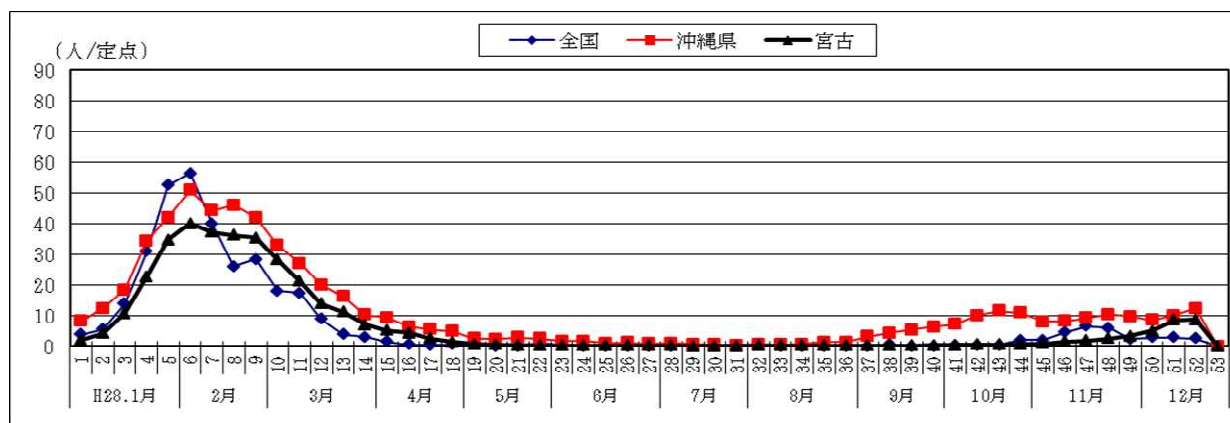
## カ インフルエンザ発生状況

平成 28 年のインフルエンザの発生状況は、1 月から 3 月にかけて警報が発令され、3 月下旬には解除された。

患者の中心は 10 歳以上から 40 歳代であり、学級閉鎖等の報告は 3 月まで続いた。

図 2 インフルエンザ発生状況

平成 28 年



\*(人/定点)とは、定点医療機関からの報告数を定点数で割った値のこと。

表 5 インフルエンザ様疾患による休校等状況 平成 28 年

	休校数	学年閉鎖数	学級閉鎖数
保育所	0	0	0
幼稚園	0	0	0
小学校	0	1	4
中学校	0	1	0
高等学校	0	0	2
その他	0	0	0
計	0	2	6

表 6 感染症研修会開催状況

日時	対象	参加者	内容	講師	会場
平成28年4月25日	宮古厚生園職員	24人	宮古厚生園職場内研修会 「結核、インフルエンザ」	健康推進班 感染症担当、結核担当	宮古厚生園 2階会議室

感染症の対応は、発生への備えと職員間の周知が重要であり、研修会等を通して、管内の高齢者施設職員への啓発を図っている。

施設での感染症の発生状況等により、必要に応じて研修会を実施している。また、施設職員が研修会の講師を務められるよう内容等の相談も行っている。

### (3) HIV/AIDS 対策及び性感染症対策

#### ア HIV 抗体検査及び相談実施状況

毎週火・木曜日に無料・匿名で HIV 抗体検査を実施しており、問診・採血後約 1 時間後には結果をお知らせできる体制を整えている。また相談については、月～金曜日に実施している。

#### イ 性感染症検査及び相談実施状況

毎週火・木曜日に梅毒・クラミジア検査を実施している。H25 年度からは HIV と同様、無料・匿名・即日結果返しで受けることができる。

表 7 HIV 等感染症検査件数及び相談件数 平成 28 年

	検査	電話相談	来所相談
HIV/AIDS	80	0	0
梅毒	57	0	0
クラミジア	32	0	0
その他性感染症		0	0

図 3 HIV 抗体検査件数の年次推移

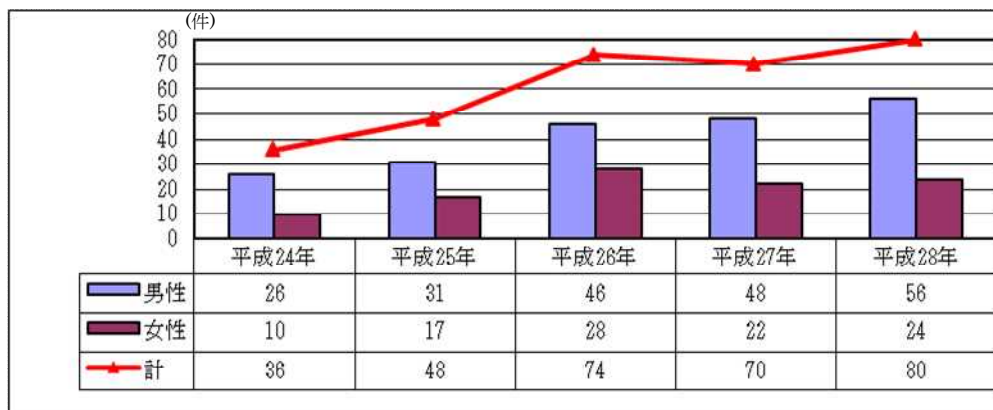
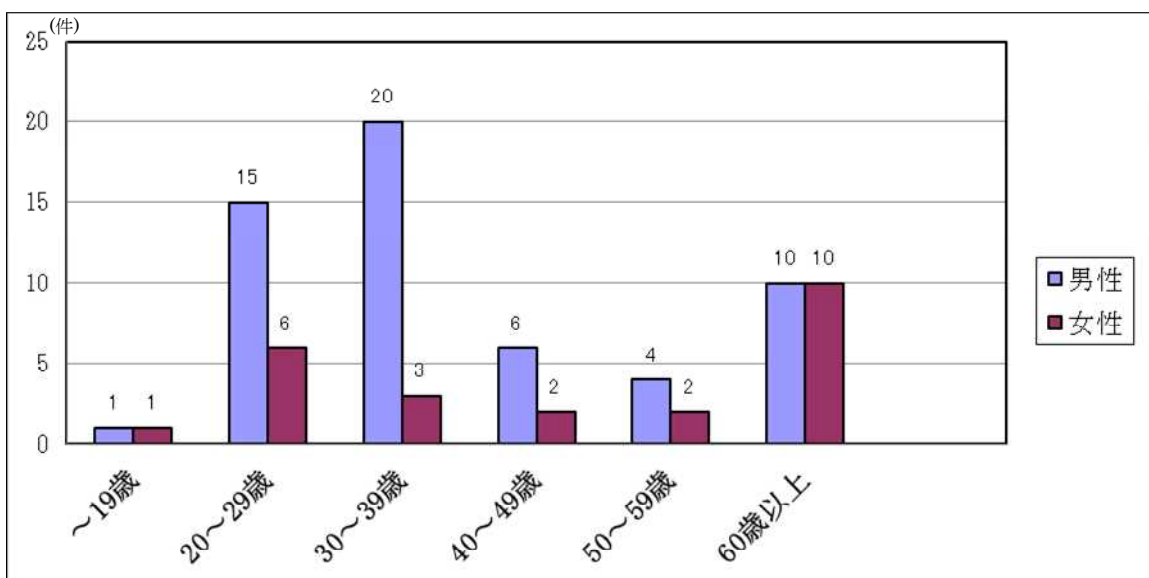


図 4 HIV 抗体検査男女別年齢別件数

平成 28 年



#### ウ HIV/AIDS 検査普及及び予防啓発活動

毎年6月1日～7日の「HIV 検査普及週間」及び、12月1日の「世界エイズデー」においては、住民に対する普及啓発や検査期間の拡大（月～金）を実施している。また、夜間検査も実施した。

表8 HIV検査普及及び予防啓発活動実施状況

実施項目	実施日	実施内容	対象
ポスター掲示	平成28年 6月 平成28年12月	保健所においてHIV啓発のためのポスター掲示	一般
チラシ配布	平成28年 6月 平成28年12月	HIV啓発のためのチラシ入りポケットティッシュ配布	一般
検査案内	平成28年 6月 平成28年12月	保健所ホームページ、市村広報誌、地方新聞お知らせコーナーを利用した検査案内	一般

#### (4) ウイルス性肝炎対策（B型・C型肝炎対策）

##### ア 沖縄県ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業

平成27年6月より肝炎ウイルス陽性者の早期発見及び受診勧奨により早期治療につなげ、重症化の予防を図ることを目的に事業が始まった。平成28年4月より定期検査費用の助成対象や回数が拡大された。

##### （ア）肝炎ウイルス検査及び相談事業

平成24年度より無料でHBs抗原、HCV抗体検査を実施。管内は受検者に対するB型肝炎ウイルス陽性率が高い。保健所では、B型・C型肝炎ウイルス陽性者に対して、紹介状を発行し、専門医療機関での精査受診勧奨、精査結果の確認を行っている。

平成26年度から、検査結果を記録カードに記載し、受検者全員に渡している。検査結果を忘れていた人が多く、重複受検を減らすためのものである。

##### （イ）陽性者フォローアップ事業

保健所における肝炎ウイルス検査で陽性となり、本事業への同意を得た者に対し、年1回調査票を送付する等により、医療機関の受診状況を確認および未受診者に対しては受診勧奨を行っている。また、検査費用の助成（初回精密検査及び年2回の定期検査）を行っている。

##### イ 肝臓週間における普及啓発活動

保健所での検査の周知とウイルス性肝炎についての正しい知識の普及啓発を図るため、肝臓週間に合わせて市・村広報誌への掲載、新聞のお知らせコーナーでの無料検査の案内、郵便局やコンビニの店頭へのチラシ・ポケットティッシュ設置、ポスター、横断幕、保健所ホームページでの広報を行った。また、肝臓週間中は無料検査期間を拡大し、月～金まで毎日実施した。

肝臓週間：平成28年7月25日～7月31日

（世界肝炎デー及び日本肝炎デーである7月28日を含む月曜日～日曜日）

表 9 肝炎検査件数

平成 28 年度

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
HBs抗原	4	5	4	26	6	3	6	3	4	2	6	6	75
HCV抗体	3	5	1	25	4	3	5	2	3	1	4	5	61

HBs 抗原陽性数：4 件 HCV 抗体陽性数：0 件

表 10 肝炎ウイルス検査数と陽性数の年次推移

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
検査数	B型	72	101	160	78	75
	C型	43	26	97	46	61
B型肝炎ウイルス陽性数		2	8	11	2	4
C型肝炎ウイルス陽性数		0	0	0	0	0

ウ 沖縄県肝炎治療促進事業

平成 20 年 4 月 1 日から、肝炎治療費助成の申請業務を行っている。申請時には個別面接を行い、治療に至るまでのこれまでの経過や相談を受けている。

B 型慢性肝炎の治療者が多く、服薬継続のための療養環境の確認や、家族の検査勧奨を行なっている。また、過去の集団予防接種による B 型肝炎訴訟、血液製剤による C 型肝炎訴訟に関しては、ポスター・チラシで情報を提供している。

表 11 沖縄県肝炎治療促進事業による申請状況

平成 28 年度

	医療給付申請		事項変更	再交付	転入	返納	還付	医療機関・保険薬局指定申請
	新規	更新						
B型肝炎	6	53	1	0	0	1	1	0
C型肝炎	5	0	0	0	0	0	0	

表 12 医療給付申請数の年次推移

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
B型肝炎	新規	13	16	7	18	6
	更新	22	27	40	42	53
	合計	35	43	47	60	59
C型肝炎	新規	3	2	3	11	5
	更新	1	0	1	0	0
	合計	4	2	4	11	5

(5) 予防接種

予防接種法に基づき、市町村が主体となって実施している定期予防接種等について指示・指導を行い、予防接種事業の円滑な実施に努めている。

住民や市村の問い合わせへの対応、管内市村の予防接種実施状況のとりまとめ及び県への報告等を行っている。また、市が開催する予防接種健康被害調査委員会に所長が委員として出席している。

表 13 予防接種健康被害調査委員会の出席状況

日時	内容	場所
平成 28 年 7 月 4 日	第 1 回宮古島市予防接種健康被害調査委員会 ・委員委嘱状交付式 ・平成 27 年度予防接種実施状況報告	宮古島市役所 平良庁舎内会議室

(6) 新型インフルエンザ等対策について

平成 21 年に国内で新型インフルエンザの大流行があった。対策の法的根拠の必要性から「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が策定され平成 25 年 4 月に施行された。沖縄県は同法に基づき、平成 25 年 10 月に「沖縄県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」）」を策定した。平成 26 年 3 月、宮古保健所は「宮古福祉保健所新型インフルエンザ業務継続計画」を改訂した（平成 29 年 2 月沖縄県業務継続計画改訂中）。平成 27 年 3 月、宮古保健所は県行動計画に基づき宮古管内医療体制に関する「沖縄県宮古地域新型インフルエンザ等対策個別計画」を策定した。同年 5 月に沖縄県は「沖縄県新型インフルエンザ等対策本部運営要綱及び要領」を同年 6 月に宮古保健所は「宮古保健所新型インフルエンザ等対策本部設置要綱」を策定した（組織改編に伴い平成 28 年 3 月及び 5 月一部改正）。平成 28 年 2 月、宮古保健所は新型インフルエンザ等を含む 1 類及び 2 類感染症等患者移送協力体制構築のため宮古島市消防本部と「沖縄県宮古保健所管内における感染症患者の移送協力に関する協定書」を締結した。同年 3 月、沖縄県は「沖縄県新型インフルエンザ等対策マニュアル」を策定し、同月に宮古保健所も「宮古保健所新型インフルエンザ等対応マニュアル」（平成 29 年 3 月一部改訂）を策定した。

平成 27 年度に続き、平成 28 年 9 月に帰国者・接触者外来及び措置入院を行う管内感染症指定医療機関（以下「指定医療機関」）と新型インフルエンザ等対策合同訓練を実施した。合同訓練は、1) 帰国者・接触者相談センター（宮古保健所設置。以下「相談センター」）に電話相談、2) 相談者を症例定義された渡航歴・接触歴及び症状を有するため新型インフルエンザ疑い患者（以下「疑い患者」）と判断、3) 相談センターは疑い患者と指定医療機関に対し受診調整（全身状態から自己受診困難と判断し保健所による搬送を選択）、4) 保健所は疑い患者を自宅から指定医療機関まで保健所移送車で搬送、5) 指定医療機関担当医は感染症病室で疑似症と診断し検体を採取、6) 保健所は検体を受け取り県衛生環境研究所に発送、以上 1)～6) の内容で、相談センターの電話相談にて疑い患者と判断された者を指定医療機関に搬送し当該医療機関において診察・検体提出がなされるまでの過程が行われた。合同訓練の内容は管内健康危機管理対策連絡会議にて報告された。

新型インフルエンザ等感染症発生時に、医療の提供及び国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業所の従業員と対策に携わる公務員に対して特定接種が実施される。平成 25 年度から医療の提供に寄与する事業者の登録が開始され、平成 28 年度は特定接種 WEB システムによる国民生活・国民経済の安定に寄与する事業者の新規登録及び医療の提供に寄与する事業者の追加登録が行われた。平成 29 年 2 月末、医療の提供に寄与する宮古管内事業者登録状況は、27 医療機関、11 薬局、2 訪問看護ステーション、1 歯科医院となっている。平成 28 年度は、宮古保健所職員の特定接種を実施する医療機関として県立宮古病院と特定接種に関する覚書が取り交わされた。